

〔 平成 31 年 3 月 盛岡市議会定例会  
提 出 発 議 案 〕

平成 31 年 3 月 27 日 提出

発議案第 1 号 盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

発議案第 2 号 盛岡市スポーツを通じた健康づくりの推進に関する条例について

発議案第1号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成31年3月27日

提出者	盛岡市議会議員	神部伸也
賛成者	盛岡市議会議員	庄子春治
"	"	高橋和夫
"	"	鈴木礼子
"	"	鈴木努

盛岡市議会議長 天沼久純様

## 盛岡市市税条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 150条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、市長は、当該年度の 4 月 1 日において18歳に満たない被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）の属する世帯の世帯主に対して課する保険税について、当該保険税のうち当該18歳未満被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額及び後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額に相当する額を、職権で減額することができる。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市市税条例第150条の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

### 提案理由

18歳未満の被保険者が属する世帯の世帯主に対して課する国民健康保険税のうち、18歳未満の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額及び後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額に相当する額を減額しようとするものである。

発議案第1号『盛岡市市税条例の一部を改正する条例について』について、市政クラブを代表して意見を述べます。

この改正の趣旨は、年度初めに18歳未満の子どもがいる世帯の国民健康保険税の、その子どもに係る被保険者均等割を減免するものです。

子育て世帯への支援は、少子化が進む中で大変重要なことと考えます。しかし、この条例改正の恩恵を受ける子育て世帯は限定的であり、その効果に疑問を抱くものです。

盛岡市の国民健康保険加入者は60代以上が55%以上を占めており、子育て世帯の多くは、職場で加入する健康保険に入っています。平成27年の国勢調査によれば市内の子どものいる世帯数は25,868世帯あるのに対して、この条例改正の減免対象になる世帯は約2000世帯に過ぎません。一部の子育て世帯を対象としたこの減免よりも、現在盛岡市が行っている医療助成事業の拡充を進め、盛岡市の全ての子どもに支援が行き渡ることを目指すべきだと考えます。

また、日本の社会保険料は諸外国と比べても圧倒的に高く、市民の間には健康保険税を出来るだけ低く抑えて欲しいという要望があります。市はこれに応え、盛岡市国民健康保険会計に財政調整基金からの繰入を行なって健康保険税の増税を回避しています。

発議案第1号にある子育て世帯への減免が財政調整基金を財源として行なわれた場合、盛岡市が行っている国民健康保険税の据え置きに影響を与えてしまう懸念を拭いきません。

以上の理由から、発議案第1号『盛岡市市税条例の一部を改正する条例について』に反対します。

発議案第2号

盛岡市スポーツを通じた健康づくりの推進に関する条例について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成31年3月27日

提出者	盛岡市議会議員	遠藤政幸
賛成者	盛岡市議会議員	中村亨
"	"	鈴木礼子
"	"	村上貢一
"	"	伊達康子
"	"	守谷祐志
"	"	鈴木俊祐

盛岡市議会議長 天沼久純様

## 盛岡市スポーツを通じた健康づくりの推進に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、スポーツを通じた健康づくりに関し、基本政策を定め、並びに市の責務、市民等、スポーツ・健康づくり関連団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、スポーツを通じた健康づくりに関する施策（以下「スポーツ健康施策」という。）を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が健康で生き生きとした暮らしを持続できる地域社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域内に居住する者のほか、市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び市の区域内に存する学校に通学する者をいう。
- (2) スポーツ・健康づくり関連団体 市内においてスポーツ又は健康づくりに関連した活動を行う法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く）をいう。
- (3) 健康づくり 心身の健康の保持及び増進を図るための取組をいう。

### (基本政策)

第3条 市民が健康で生き生きとした暮らしを持続できる地域社会を実現するため、市民等、スポーツ・健康づくり関連団体、事業者及び市は、相互に協力し、次に掲げる事項の実現に努めるものとする。

- (1) 生涯にわたるスポーツ活動による健康長寿社会（市民が健康な生活及び長寿を享受することができる社会をいう。）の形成

- (2) 地域におけるスポーツ活動による世代間の交流及び地域の活性化の推進

### (市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる責務を有するものとする。

- (1) スポーツ健康施策を策定し、及び計画的に実施すること。
- (2) 広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、スポーツを通じた健康づくりに関する市民の理解を深めよう努めること。

### (市民等の役割)

第5条 市民等は、スポーツを通じた健康づくりに関する理解を深め、自らの健康の保持及び増進に努めるとともに、スポーツ健康施策に協力するよう努めるものとする。

### (スポーツ・健康づくり関連団体の役割)

第6条 スポーツ・健康づくり関連団体は、市のスポーツ健康施策の効果的な推進が図られるよう、相互に連携するよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第7条 事業者は、その雇用する労働者がスポーツ活動を行いやすい環境の整備に努めるとともに、

スポーツ健康施策に協力するよう努めるものとする。

(スポーツ健康施策の策定及び実施における留意事項)

第8条 市長は、スポーツ健康施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係団体との協議の場を設けるものとする。

2 市長は、スポーツ健康施策を進めるに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの機会の提供等)

第9条 市長は、全ての市民等が生涯にわたって、体力、年齢、目的等に応じ、身近にスポーツに親しむことができるよう、その機会を提供するとともに、地域におけるスポーツ活動が推進されるよう環境の整備に努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

スポーツを通じた健康づくりに関する施策を推進することにより、市民が健康で生き生きとした暮らしを持続できる地域社会を実現しようとするものである。

〔 平成 31 年 3 月 盛岡市議会定例会  
提 出 発 議 案 〕

平成 31 年 3 月 27 日提出

発議案第 3 号 幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の待遇改善のための必要な措置を求める意見書について

(内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、衆議院議長、参議院議長)

発議案第 4 号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書について

(内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)、内閣府特命担当大臣(地方創生)、衆議院議長、参議院議長)

発議案第 5 号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書について

(内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長)

※ ( ) 内は可決された場合の送付行政庁等

発議案第3号

幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の待遇改善のための必要な措置を求める意見書について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成31年3月27日

提出者	盛岡市議会議員	藤澤	由人	蔵子
賛成者	盛岡市議会議員	鈴木	礼克	信子
"	"	沼	浅花	せい
"	"	竹	兼平	孝
"	"	木	木川	努
"	"	宮	田竹	寿
"	"	高	橋	久
"	"	守	谷	幸
"	"	鈴	木	志
				祐

盛岡市議会議長 天沼久純様

## 幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書

子育て世代の負担軽減に向けて、2019年10月から幼児教育・保育の無償化の実施が予定されています。無償化の実施に当たっては、保育の実施に責任を負う市町村に新たな負担を強いることや、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の処遇改善を後退させることがあつてはなりません。

よつて、国においては、必要な財源を確保し、誰もが安心できる無償化を実現されるよう、下記事項について強く要望します。

### 記

- 1 幼児教育・保育の無償化に当たっては、地方自治体の負担増とならないよう全額国費で行うなど、国として財政措置も含めてあらゆる必要な措置を行うこと。
- 2 給食食材費は、実費徴収化ではなく無償化の対象とすること。
- 3 無償化の対象とされている認可外保育施設については、認可施設と同等の保育を保障できるよう、認可化の促進など国として必要な措置を講じること。
- 4 無償化の実施によって保育の質的・量的拡充が停滞することがないよう、国として十分な予算を確保すること。特に待機児童の解消については、無償化によって需要が喚起されることが予測されるため、国として認可保育所の整備計画を立て、保育所等整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財源措置を行うこと。
- 5 保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど、処遇改善のための公定価格の改善等必要な措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成31年3月27日

盛岡市議会

発議案第4号

放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成31年3月27日

提出者	盛岡市議会議員	藤	澤	由	蔵
賛成者	盛岡市議会議員	鈴	木	礼	子
"	"	浅	沼	克	せい子
"	"	竹	花	孝	信
"	"	兼	平	努	努
"	"	鈴	木	寿	寿
"	"	宮	川	久	久
"	"	竹	田	幸	幸
"	"	高	橋	重	重
"	"	守	谷	祐	祐
"	"	鈴	木	俊	志

盛岡市議会議長 天沼久純様

## 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない状況の児童に対し、小学校の放課後等に安全・安心な生活を送るための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るためにものであることから、児童を見守る職員の体制は万全である必要があります。

そのため、放課後児童支援員等の配置については、突発的な事故や資質向上のための研修参加等への対応のため、有資格者を含む複数の配置とする基準を国として定め、この基準は市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際に従うべきものとされています。

一方、地域によっては放課後児童支援員等の確保が困難であることを理由に、国は当該従うべき基準を参酌すべき基準に緩和する方針を示しています。

当該従うべき基準を緩和して、有資格者が配置されない場合や、職員が1人で児童に対応することになった場合には、放課後児童クラブの児童の安全が確保できない可能性があります。放課後児童クラブの運営にとって最優先すべきことは児童の安全の確保であり、単に放課後児童支援員等の確保が難しいという理由によって緩和すべきではありません。

よって、国においては、児童の安全を確保するため、放課後児童クラブの職員配置基準等に係る従うべき基準を堅持するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成31年3月27日

盛岡市議会

## 発議案第5号

## 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成 31 年 3 月 27 日

盛岡市議会議長 天沼久純様

## 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書

日本の医師数は 100 床当たり 17.1 人で、ドイツの 49.0 人、イギリスの 100.5 人（O E C D ヘルスデータ 2015）と比較して極めて少なく、週 60 時間以上働く割合は職種別で医師が最も高くなっています。

また、先般、東京医科大学の入試女性差別が発覚しましたが、長時間労働が常態化し、女性医師が働き続けられない実態こそ医療界の解決すべき課題です。日本の女性医師数は全体の 2 割にすぎず、4 割を超える O E C D 諸国と比較しても低水準となっています。女性医師も含む全ての医師の長時間労働の改善、そのための絶対的医師不足の解消こそ求められています。

しかし、政府の「骨太の方針 2018」では、2022 年度以降の医学部定員減を検討する方針が打ち出されました。厚生労働省の医師需給の将来推計をもとに医師の養成定員を減らしてしまうと、医師の長時間労働の改善をできないことが懸念されるほか、当直が頻繁にあり過重労働となっている救急・産科・小児科などでは医師が不足し、「地域医療崩壊の危機」を招くことさえ危惧されます。住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケアシステムの充実が図られるよう、引き続き医師の増員を強く求めるものです。

よって、国においては、下記事項について実現するよう強く要望します。

### 記

- 1 2022 年度以降の医師養成定員減という方針を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数を O E C D 平均以上の水準にふやすこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

平成 31 年 3 月 27 日

盛岡市議会